

広島県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年七月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

志和インター線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
東広島市志和町七条椋坂字宮迫二二六一番一 地先から 東広島市志和町七条椋坂字宮迫二二五六番一 地先まで		六・七〇〇 〇・五〇〇		七五・〇〇	
	八・〇〇〇 九・二〇〇			七五・〇〇	拡幅